

事務連絡
平成30年9月12日

地方厚生(支)局主管課
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)
都道府県後期高齢者医療主管部(局)
後期高齢者医療主管課(部)
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局
全国健康保険協会
健康保険組合
健康保険組合連合会
国民健康保険中央会
社会保険診療報酬支払基金

御中

厚生労働省保険局保険課
厚生労働省保険局国民健康保険課
厚生労働省保険局高齢者医療課

平成30年台風21号による被災に関する
診療報酬等の按分方法等について

平成30年台風21号により被害を受けた保険医療機関、保険薬局及び訪問看護ステーション(以下「保険医療機関等」という。)が行う療養に係る診療報酬、調剤報酬及び訪問看護療養費(以下「診療報酬等」という。)の平成30年8月診療等分に係る請求方法等については、「平成30年台風21号による被災に関する診療報酬等の請求の取扱いについて」(平成30年9月10日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡。以下「9月10日医療課事務連絡」という。)(別添)により通知したところであるが、保険者又は公費負担医療の実施者(以下「保険者等」という。)による保険医療機関等の請求額の按分方法等については、下記のとおり取り扱うこととしたので通知する。

記

1 9月10日医療課事務連絡の1により定める概算請求が行われた診療報酬等に係る保険医療機関等に対する保険者等の支払は、審査支払機関が以下に定めるところにより按分するものとする。

- (1) 各保険医療機関等に対して保険者が支払う診療報酬等については、保険医療機関等ごとに、平成30年5月から平成30年7月までの各保険者の当該保険医療機関等に対する診療報酬等支払実績に基づき、保険者間で按分する。ただし、平成30年5月から平成30年7月までの間において、当該保険医療機関等に対する診療報酬等支払実績が1回のみである保険者は、按分の対象から除く。
- (2) 公費負担医療（地方単独事業を含む。）の診療報酬及び高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金（以下「指定公費」という。）による一部負担金等の一部の支払についても、（1）に準じて取り扱う。
- (3) （2）に基づき指定公費により負担すべき費用については、「70歳代前半の被保険者等に係る一部負担金等の軽減特例措置実施要綱」（平成20年2月21日付け保発第0221003号厚生労働省保険局長通知別紙）第二の5により、審査支払機関が支払うものとする。

2 留意事項について

9月10日医療課事務連絡の2（1）により、概算による診療報酬等の請求を選択する保険医療機関等は、その旨を平成30年9月14日までに各審査支払機関に届け出ることとしているが、やむを得ない事情により提出期限以後に届出があったものについても、同様に取り扱うよう努めることとする。